

ライダーの皆様へ!

令和7(2025)年4月

静岡県警察
SHIZUOKA PREF.POLICE

2025.4.1~の新ルール解説

Check!!

原付免許で乗れる125ccバイク※は**最高出力4.0キロワット以下**です!

※総排気量125cc以下の二輪車 以下同じ



新基準原付と呼ばれているもの

Q. 令和7年(2025年)4月から、原付免許や普通免許で**125ccの二輪車**が運転できると聞いたけど本当なの?

A. 新たなルールで原付免許や普通免許で乗れる**125ccの二輪車は、最高出力が4.0キロワット以下**のものだけですよ~!間違えないでね!

違いつて? ※定格出力と最高出力

- 定格出力...一定の試験方法に基づいて装置が長期間維持できる出力
- 最高出力...瞬間的に出せる出力の最大値



Q. それじゃあ、自動二輪免許なしで**最高出力4.0キロワットを超える125ccの二輪車**を運転したらどうなるの?

A. 無免許運転になってしまうよ。無免許運転の違反点数は**25点**だから、今持っている免許も**取消**されてしまうよ!



Q. え~っ、それじゃあ、**原付免許で乗れる/乗れない**をどうやって見分けるんですか~

A. **原付免許で運転できる最高出力4.0キロワット以下、総排気量125cc以下のバイクは、外見上区別される**よ。バイクを購入する際には、**自分の免許証で乗れるバイクを選ぶ**ようにしよう!

外見上の識別方法って?

ナンバープレート画像: 転載許可 静岡市



50cc以下 (白色)
新基準原付
(125cc以下かつ最高出力4.0Kw以下)



90cc以下 (黄色)



125cc以下 (桃色)

普通自動二輪車

新基準原付のナンバーは原付一種と同じです!



免許広報キャラクター
運免わかぼ巡査長

お問合せ先 県警察本部運転免許課 054(271)0110